

■介護保険適用の自己負担額 (基本料金+各加算)

【基本料金】

	<月額>
●要支援(1)	6,806円
●要支援(2)	13,754円
●要介護(1)	20,640円
●要介護(2)	30,334円
●要介護(3)	44,124円
●要介護(4)	48,700円
●要介護(5)	53,698円

【すべての方が対象となる加算】

- ★ ※看護職員配置加算・・・ひと月に1,800円加算されます。(常勤の准看護師1名以上配置の場合はひと月に1,400円、常勤の看護師を1名以上配置の場合は1,800円加算されます)
※サービス提供体制強化加算Ⅰ・・・ひと月に1,280円加算されます。
※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・・・ひと月の総単位数に対し10.2%加算されます。
- ★ ※看取連携体制加算・・・1日につき128円加算されます。
- ★ ※訪問体制強化加算・・・ひと月に2,000円加算されます。
※総合マネジメント体制強化加算・・・ひと月に2,000円加算されます。

【対象者のみの加算】

- ※初期加算・・・・・・入居した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として1日につき60円加算されます。
 - ★ ※認知症加算Ⅰ・・・・・・認知症日常生活自立度がⅢ以上の方が対象で、ひと月に1,600円加算されます。
 - ★ ※認知症加算Ⅱ・・・・・・認知症日常生活自立度がⅡであり、かつ要介護2の方が対象で、ひと月に1,000円加算されます。
※若年性認知症利用者受入加算・・・ひと月に1,600円(要支援の方は900円)加算されます。
※栄養スクリーニング加算 利用開始時及び利用中六月ごとに、栄養状態について確認を行い、この情報を担当の介護支援専門員に提供した場合1回につき10円加算されます。(六月に1回を限度)
※生活機能向上連携加算(Ⅰ) 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーション又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の助言を受け、介護支援専門員が生活機能の向上を目的とした計画を作成し実施した場合ひと月につき200円加算されます。
※生活機能向上連携加算(Ⅱ) 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーション又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が利用者の居宅を訪問し、身体状況の評価を行い、かつ介護支援専門員が連携して計画を作成し実施した場合ひと月につき400円加算されます。
- ★ 要支援の方は算定されません

■介護保険適用外の自己負担額

●食費	朝食 400円 昼食 650円 夕食 600円
●宿泊料金	2,000円 (一泊につき 食費別途)